

## 《ネクスプレイス 出店規約》

2026年6月 (Ver.1.3.8)

### e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約

ネクスピュア株式会社 2026年 6月 (Ver.1.3.8)

【改訂注記】本版では、弁護士提案に基づく「契約主体および責任の帰属」条項に加え、特定商取引法上の連鎖販売取引に関する制度明示、法定書面交付、特定負担、クーリング・オフ、BP・コミッション、勧誘禁止行為、規約変更および裁判管轄の各条項を追加・修正しています。

#### 【第1条】（総則） ————

第1項 本規約は、ネクスピュア株式会社（以下「当社」という）が、インターネット上で運営する「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》」（以下「当社サイト」という）での出店に関して、当社と出店申請者もしくは出店掲載後は出店者（以下「乙」という）との間の契約関係を定めるものとします。

第2項 当社が運営する本制度は、当社の会員組織を通じ、乙が当社サイトにおいて商品または役務を販売し、所定の条件を満たす場合にBP（ビジネスポイント＝概要書面やシステム内ではptと表示）、コミッション、その他の特定利益を得ることができる販売制度として運営されるものです。

第3項 本制度は、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）第33条第1項に定める連鎖販売取引に該当することを前提として運営されます。当社、乙、勧誘者および一般連鎖販売業者は、本規約、概要書面、契約書面、マーケティングプランその他当社が定める書面等に従い、特商法その他関係法令を遵守するものとします。

第4項 乙は、当社の従業員、代理人またはフランチャイジーではなく、自己の判断と責任において本制度に参加する独立した事業者です。ただし、乙が無店舗個人その他法令上保護される立場にある場合には、当該法令上の権利を妨げるものではありません。

第5項 本規約において「会員登録契約」とは、乙が当社の会員組織に参加するための契約をいい、「出店参加契約」とは、乙が当社サイトに出品する地位を取得するための契約をいい、「加入時負担契約」とは、本制度への加入または出品資格取得と一体として乙が金銭その他の負担をする契約をいい、「個別売買契約」とは、当社サイト上で乙と購入者との間に成立する個別の商品売買契約または役務提供契約をいいます。

#### 【第2条】（権利関係） ————

当社には健全なサイト運営の責任があります。そのため、一般常識や社会に反するもの、もしくはその疑いのあるものは組織内より排除する義務があります。また、当社は乙が販売する商品の代金回収と回収した代金の精算を請け負うこととし、乙は当社サイトを利用して乙の商品を販売する販売元（販売責任者）となります（乙が商品を委託している場合は、物流作業も請け負うこととします）。なお、乙は当社サイトを利用し商品の販売をするに先立ち、本規約ならびに当社が別途定める「個人情報保護ポリシー（プライバシーポリシー）」を確認しているものとし、さらに、本規約すべての内容を承諾しているものとします。

第1項 本規約は、当社と乙との権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスにかかる一切の關係に適用します。

第2項 当社が運営する当社サイトまたは海外提携サイトに商品の掲載を行なう最終判断は、すべて当社の判断で決定し商品掲載を許可します。そのため、基本的な最低限の審査は当社が行いますが、掲載後はすべて乙の責任で購入者の対応等を行っていただきます。

第3項 乙が当社サイトに出品した場合、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）に規定する表記等関連諸法令のすべてを厳守していただきます。

第4項 当社サイトにおいて、前項で出品した商品の注文申込または購入申込があった場合の代金回収は当社が請け負うこととします。

第5項 本規約とは別に、個別の定め（以下「個別規約」という）がある場合には、個別規約の規定が本規約に優先するものとします。

### 【第3条】（契約主体および責任の帰属） —————

第1項 当社サイトに掲載される商品または役務の売買契約若しくは役務提供契約は、乙と購入者との間で成立するものとします。

第2項 乙は、自己の名義および責任において商品販売または役務提供を行うものとし、当社は、本サービスにおけるプラットフォーム運営および決済代行を行う立場にとどまり、販売主体または役務提供主体となるものではありません。

第3項 商品または役務に関する契約不適合、債務不履行、返金、返品、役務事故、クレームその他一切の責任は、乙が自己の責任と費用において負担するものとします。

第4項 当社は、乙に対する未払精算金、留保金その他当社管理金員の範囲内で、購入者保護のため必要措置を講じることができますが、その範囲を超えて、個別売買契約に関する販売主体または役務提供主体としての返金義務その他損失補填義務を負うものではありません。ただし、当社が連鎖販売取引の統括者または乙との契約当事者として、会員登録契約、出店参加契約、加入時負担契約その他本制度への加入に関する契約について、法令または本規約に基づき負う義務を免れるものではありません。

第5項 前各項にかかわらず、当社と乙との間の会員登録契約、出店参加契約、加入時負担契約、BP・コミッション制度への参加その他本制度への加入に関する契約関係は、個別売買契約とは区分して取り扱います。ただし、商品購入または役務購入が本制度への加入条件、出店条件、紹介権限付与条件、BP・コミッション取得条件その他本制度参加の条件と実質的に一体となる場合は、法令上、当該商品購入契約または役務提供契約も連鎖販売取引の一部として取り扱われることがあります。

第6項 一般顧客が、会員登録、出店申請、BP・コミッション制度への参加または紹介権限の取得を伴わず、当社サイト上で通常の商品購入または役務購入のみを行う場合、当該個別売買契約は、原則として本制度への加入契約とは別個の契約として取り扱います。ただし、通信販売その他の法令上の表示義務、取消権、解除権、返品条件その他の購入者保護規定が適用される場合は、それに従うものとします。

### 【第4条】（申請手順） —————

第1項 申請手続きは、当社が指定する方法で申請を行うものとします。また、パソコン、タブレット、電子メール、モバイル端末等を使用できない方は、原則出品できないものとします。また、出店者対象の研修「出店研修」を受講し、「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」を提出していただきます。

出店者は、本規約及び関連する全ての規定の内容を十分に理解し、これを承諾した上で同意書を提出するものとします。同意書の提出をもって、出店者は本規約等の全ての条項に同意したものとみなされます。ただし、本項は、クーリング・オフ、取消し、解除、錯誤・詐欺・強迫その他法令上認められる権利行使を妨げるものではありません。

また、出店資格有効期限が切れた時点で、当社は出店の継続を保証しないものとします。

また、乙は、当社サイトにおいて商品を出品する出店者として、適格請求書発行事業者の登録を受けていなければなりません。乙は、当社に対し適格請求書発行事業者登録番号を届け出るものとし、登録が取り消された場合または効力を失った場合は、速やかに当社へ通知しなければなりません。

①出店者の出店および出品にあたり、申請者は当社会員組織のプレミアム会員であることを原則とします。また、出店事業の継続には、出店料の資格有効期限内であり、かつ第4条の5に定めるアクティブ条件を満たす必要があります。ただし、当社、乙および勧誘者は、アクティブ条件を理由として、法令上認められない商品購入義務、過量購入または自己消費を強制してはなりません。

[1]出店において、原則、配送業務は乙の負担とします。

[2]乙において、配送業務ができないもしくはできなくなった場合は、出店ができないもしくは出店停止となりますのでご注意ください。

[3]税務署等の対応を含め、当社と乙両者の健全な取引を推進するために、乙の精算金の振込口座は、法人の場合は「法人名」もしくは「屋号入りの名義口座」とします。法人口座開設準備中の場合は、開設までの期間に限り「代表取締役の名義口座」とします。個人の場合は「本人名義口座」もしくは「屋号入りの名義口座」とします。

[4]出店において

(a)「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約」を読み、規約の内容を理解してください。

(b)出店するために必要な提出書面は以下の通りです。

- i 「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」
- ii 「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」の原本（署名捺印が必要）
- iii 法人の場合は「会社の登記簿謄本」、個人の場合は「本人の住民票」の原本（3ヶ月以内有効）
- iv 適格請求書発行事業者登録番号が確認できる資料（登録通知書の写し等）

[5]提出方法としては

(a)提出書面 i は、「出店申請フォーム」にて直接送信してください。ii・iiiは、はじめに [PDFデータ] を電子メールに添付して送信してください。その上で、ii・iiiの [原本を郵送] にて、当社へ提出してください。送信先のメールアドレスは、当社ショップメール（shop@nexpure.co.jp）です。

(b)不備のある書面は受付できませんのでご注意ください。

②「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナ）」および「出店研修会」の参加および受講

[1]当社は、定例開催の「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナ）」および、不定期開催ではありますが、必要に応じて「出店研修会」を主催します。

[2]「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナ）」は、当社サイト運営における当社の事業内容やビジョン等を説明します。乙においては、必ず確認していただき、事業内容とビジョンの理解を深めていただく必要があります。開催スケジュールは、当社ホームページに掲載しています。

[3]「出店研修会」は、商品ページの作成方法を含め、出店および出品手続きのノウハウ等を解説する研修会です。その都度、必要テーマを研修内容に盛り込んで開催するので、開催時は毎回、万障お繰り合わせの上、参加に努めていただきますようお願いします。

③商品出店掲載までの対応

[1]「ネクスピュア事業説明会（Biz up セミナ）」に参加し説明を聞いて、当社の事業内容やビジョンを理解していただきます。

[2]「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約」を熟読し、「出店申請フォーム」より申請いただき、「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」と、法人の場合は、「登記簿謄本」、個人の場合は「住民票」の原本（3ヶ月以内有効）を提出し、申請プランに応じた出店料を「当社出店料振込指定口座（※下記参照）」へのお振り込み、またはカード決済にてお支払いいただき、ショップメール（shop@nexpure.co.jp）にてお知らせください。

[3]「出店研修会」を受講いただきます（zoomでのご参加、または当社所定の研修動画の閲覧によります）。

研修会に参加するには、原則としてプレミアム会員資格が第4条の5に定めるアクティブ状態である必要があります。ただし、当該条件は、法令上認められない商品購入義務または自己消費義務を課すものではありません。

「出店研修会」において、出店や出品に関するノウハウ等の知識や技術を習得いただきます。

(a)「出店研修会」は、原則として zoom による開催、または当社所定の研修動画の閲覧により受講いただきます。当社からの案内メールをご確認ください。

(b)また、登録メールアドレス宛にメールが届かない場合は、お問い合わせください。

[4]「出店研修会」を受講し、出店申請手続きが完了したら、当社より《店舗管理ページのIDとPassword》を電子メールにて送信します。

[5]店舗管理ページにおいて、「出店研修会」で得たノウハウを活かして

(a)商品の写真、商品説明文、商品カテゴリー、送料設定、消費税率設定、関連諸法令等を入力し商品ページを作成します。

(b)販売価格（以下「上代」という）、卸値（以下「下代」という）、BP（ビジネスポイント＝概要書面やシステム内ではptと表示）を設定します。

(c)店舗管理ページ内で商品の出品申請を行い当社の審査を受けます。

[6]商品の掲載がされるには、不備のない「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」、「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」と、法人の場合は「登記簿謄本」、個人の場合は「住民票」の原本（3ヶ月以内有効）の提出、出店料のお支払い、さらに当社の審査をクリアすることが必要で、審査をクリアした後に掲載となります。

#### ④乙の責務

[1]乙は第2条に記載の販売元（販売責任者）です。

よって、取り扱う商品について、特商法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という）、食品衛生法等をはじめとする、関連諸法令を厳守する必要があります。十分に注意してこれらを厳守してください。

[2]当社は乙が作成した商品ページ内容と提出された「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」を確認し、最低必要項目の確認ができた時点で、販売ページに掲載します。

(a)最低必要項目の確認とは、特商法、薬機法をはじめとする関連諸法令に抵触する疑いがあるか否か、販売価格を含め、世間一般の常識を逸脱している内容か否かを確認します。

(b)出店者は販売元（販売責任者）として管理・運営責任があります。よって、善意による管理義務を負うことを認識し実施いただきます。

[3]商品ページの作成については、当社に有料で依頼することもできます。

[4]掲載の前後に関わらず出店を取りやめる場合、クーリング・オフその他法令上返金が必要となる場合を除き、支払い済みの出店料は返金できません。

#### ⑤配送料等

[1]配送料については、取扱商品ごとに詳細な金額入力による送料の設定をしていただきます。

[2]配送料の表示は、関連諸法令により購入者に誤解を与えてはなりません。より具体的に購入者に誤解を与えない表示方法としてください。

[3]配送方法（荷姿）についての明示も同様に具体的に明記いただきます。（出店申請フォームにて該当欄にチェック）

(a)取扱商品が、生鮮食品等の場合は、必要に応じて、常温、冷蔵、冷凍等を商品説明の中にも明記いただきます。

(b)取扱商品が、飲食物の場合は、賞味期限や消費期限について、社会通念上の範囲で余裕のある期限を有する必要がある、その猶予がなくなった時点で、出荷を停止していただきます。

(c)この期限は禁止行為にも記載がありますので厳に注意していただきます。

#### 第2項 発送時の注意点

乙が商品を発送するときは、第2条記載の販売元（販売責任者）のため送り状の発送元表示を乙自身（出店者名や法人名および連絡先等詳細情報を記載）として発送していただきます。

#### 第3項 注意事項

当社サイトに出品ができた場合であっても、商品が確実に売却できること、さらに、海外展開時、海外の通販サイトに出品し商品を掲載し、その販売を約束するものではありません。

#### 第4項 出店料について

出店者の出店申請手続きと出店料のお支払いが済みますと、《店舗管理ページのIDとPassword》が配布されます。それによって当社サイトの出店者として出店管理システムが利用可能となります。

①出店事業がスタートし、出品商品の掲載が始まったら、掲載商品の有無、もしくは、ステータスに関わらず、出店資格有効期限（約12ヶ月有効）は経過されるものとします。

②この出店資格有効期限は、毎年乙の出店事業契約開始月の翌年前月末日（出店資格有効期限の終了期日）までに更新手続きとして、翌年分の出店料の支払いが必要となります。

③事業開始月までに出店料の支払いができなかった場合は、その時点で掲載は停止されます。

なお、お支払いが確認できるまでの期間は、掲載の再開はできません。

#### 第5項 出店者情報の変更

乙の都合により当社に登録してある乙の登録情報が変更になるときは、変更となる期日を明記した書面、もしくは電子メールにて、当該期日の2週間前までに提出いただきます。

### 【第4条の2】（連鎖販売取引に係る法定書面の交付）――――

第1項 当社および勧誘を行う乙その他の会員は、出店申請者または加入希望者に対し、本制度に係る連鎖販売取引について勧誘し、または特定負担を伴う契約を締結しようとするときは、勧誘に先立ち、または遅くとも契約締結前までに、特商法第37条第1項に基づく概要書面を交付するものとします。電磁的方法による交付は、法令上認められ、加入希望者が法令に従って承諾した場合に限るものとします。

第2項 当社は、乙との会員登録契約、出店参加契約、加入時負担契約、またはこれらと実質的に一体となる契約が成立したときは、遅滞なく、特商法第37条第2項に基づく契約書面を交付するものとします。

第3項 概要書面および契約書面には、事業者情報、商品または役務の内容、特定負担の内容、BP・コミッションその他特定利益の仕組み、報酬の計算方法、支払条件、解除条件、クーリング・オフ、中途解約・返品条件、禁止行為その他法令で求められる事項を記載します。

第4項 乙が勧誘者または一般連鎖販売業者として本制度を説明する場合、当社が指定する最新版の概要書面、契約書面、マーケティングプラン、説明資料および広告素材を使用しなければならず、記載事項を省略、改変、誇張し、または旧版資料を使用してはなりません。

第5項 概要書面、契約書面、マーケティングプラン、料金表その他の個別書面と本規約が抵触する場合、法令に反しない範囲で、乙に不利益とならない限度において、申込前または契約締結時に乙へ交付・表示された個別書面の内容が優先するものとします。法令上乙に認められる権利を制限する定めは、その限度で適用されません。

【第4条の3】（特定負担の明確化）—————

第1項 乙が本制度への参加、会員資格取得、出店資格取得、出店継続、報酬受領資格の維持、またはこれらに関連して負担する金銭その他の負担は、名目を問わず、特商法上の特定負担に該当し得るものとして整理し、概要書面、契約書面、マーケティングプランおよび別紙1（出店料金表）において、金額、算定方法、支払時期、支払方法、返金可否、未払いまたは未達時の効果を明示します。

第2項 本規約上、特定負担または特定負担に該当し得る主な項目は、以下のとおりです。具体的な金額は、別紙1（出店料金表）、概要書面および契約書面に記載するものとし、これらの書面に具体額が記載されていない負担を乙に課することはできません。

| 項目                    | 金額・算定方法                                                                 | 支払時期・方法                   | 返金可否・備考                                           |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------|
| 出店料（新規出店料）            | 別紙1（出店料金表）の各コース金額（税込）。コース名、商品掲載可能数、金額は申込前に交付する概要書面・契約書面にも記載します。         | 出店申請時。指定口座への振込。振込手数料は乙負担。 | クーリング・オフその他法令上返金が必要な場合を除き、原則返金不可。                 |
| 更新出店料                 | 別紙1（出店料金表）の各コース金額（税込）。                                                  | 出店資格有効期限の終了日まで。指定口座への振込。  | クーリング・オフその他法令上返金が必要な場合を除き、原則返金不可。                 |
| コース変更差額               | 上位コース出店料との差額。月割計算は行いません。                                                | コース変更申請時。指定口座への振込。        | 下位コースへの変更、掲載商品数の減少等を理由とする返金は原則不可。ただし法令が優先します。     |
| 店舗情報変更手数料             | 11,000円（税込）。                                                            | 屋号・登録情報の変更申請時。            | 事務手数料およびシステム管理費として請求します。法令上返金が必要な場合を除き、返金不可。      |
| プレミアム会員資格・会員組織参加に伴う費用 | 概要書面、契約書面、会員規約またはマーケティングプランに記載する金額・算定方法。                                | 各書面に定める時期・方法。             | 商品購入義務または自己購入義務とはしません。返金可否は法令および契約書面に従います。        |
| アクティブ条件・ポイント条件        | 当社が月間ポイント条件等を定める場合、条件の意味、判定期間、購入義務の有無、未達時の効果および特定負担該当性を概要書面・契約書面に明示します。 | 条件判定時。金銭負担を伴う場合は事前に明示します。 | 過量購入、在庫抱え込み、自己消費の強制は禁止します。金銭負担を伴う場合は特定負担として明示します。 |

第3項 当社は、特定負担の追加、増額、支払時期の前倒し、返金不可範囲の拡大その他乙に不利益となる変更を行う場合、第25条に定める規約変更手続に加え、概要書面・契約書面その他法令上必要な書面の改訂、交付、周知または個別同意取得を行うものとします。

#### 【第4条の4】（クーリング・オフおよび解除対象の範囲） —————

第1項 乙が法令上クーリング・オフ権を有する場合、乙は、法令で定められた契約書面を受領した日（加入と一体で購入した商品の引渡しの方が後である場合には、その引渡しを受けた日）から起算して20日を経過するまで、書面または電磁的記録により、会員登録契約、出店参加契約、加入時負担契約その他法令上対象となる契約を解除することができます。

第2項 クーリング・オフの対象となる契約は、原則として、当社と乙との間で締結される連鎖販売取引への加入契約であり、具体的には、会員登録契約、出店参加契約、出店料・登録料その他加入時負担契約、および加入条件と実質的に一体となって購入した初回商品・初回サービス等を含みます。

第3項 一般顧客が会員登録、出店申請、BP・コミッション制度への参加または紹介権限の取得を伴わずに当社サイト上で通常の商品購入または役務購入のみを行う場合、当該個別売買契約は、原則として本条のクーリング・オフ対象契約には含まれません。ただし、商品購入または役務購入が本制度への加入条件、出店条件、紹介権限付与条件、BP・コミッション取得条件その他本制度参加と実質的に一体となる場合は、当該個別契約も法令上クーリング・オフの対象となることがあります。

第4項 クーリング・オフ通知は、当社所定の宛先に対する書面、電子メール、当社所定のフォームその他法令上有効な方法により行うことができます。乙は、通知の発送記録、送信記録、受付完了画面、メール控えその他の証拠を保存するものとします。クーリング・オフは、法令に従い、当該通知を発した時に効力を生じるものとします。

第5項 クーリング・オフが行われた場合、当社は、法令に従い、乙から受領した出店料、登録料その他対象契約に係る金銭を速やかに返還し、解除に伴う損害賠償、違約金その他名目を問わず解除に伴う負担を乙に請求しません。対象となる商品または役務の返還、引取り、費用負担その他原状回復は、特商法その他法令の定めに従います。

第6項 当社または勧誘者が、事実と異なる説明、威迫、困惑させる行為、概要書面または契約書面の不交付・記載不備その他法令に反する行為をした場合におけるクーリング・オフ期間、解除、取消し、返金その他の取扱い、法令に従います。

第7項 クーリング・オフ期間経過後の中途解約、返品、報酬精算、既払い金の返還その他の取扱いについては、特商法第40条の2その他関係法令、契約書面、マーケティングプランおよび本規約に従うものとします。

#### 【第4条の5】（アクティブ条件および自己購入・過量購入の禁止） —————

第1項 本規約における「アクティブ」とは、乙が出店資格またはBP・コミッション等の報酬受領資格の判定上、当社が概要書面、契約書面、マーケティングプランその他当社所定の書面に明示した条件を満たしている状態をいいます。

第2項 当社が月間50BP（ビジネスポイント）その他のポイント条件、売上条件、会員資格維持条件または報酬受領条件を定める場合、当社は、当該条件が何を意味するか、購入義務か売上実績か、判定対象期間、対象商品または対象取引、未達時の効果、既発生報酬への影響および特定負担該当性を、概要書面、契約書面およびマーケティングプランに明示します。

第3項 当社、乙および勧誘者は、出店資格、会員資格、アクティブ状態または報酬受領資格の維持を理由として、乙または加入希望者に対し、不要な商品購入、過量購入、在庫抱え込み、自己消費、借入れ、クレジット利用その他経済的負担を強制または事実上強要してはなりません。

第4項 アクティブ条件を満たさない場合の効果は、概要書面、契約書面、マーケティングプランおよび本規約に明示された範囲に限られます。当社は、当該条件を理由として、法令上保護される乙の解除権、取消権、返金請求権その他の権利を制限しません。

#### 【第5条】（上代・下代・BPの算出と決定） —————

第1項 上代と下代とBPについて

①一商品一価格設定を原則とします。また、アフィリエイトシステムにおけるランディングページに掲載する商品については、別途一価格設定を認めます。

②上代（販売価格）と下代（卸値）とBP（ビジネスポイント）の設定は乙に一任します。しかし、市場のニーズ、需要と供給をきちんと判断して、これを設定していただくことが必要です。特に第7条第2項に記載のとおり条件がありますのでご注意ください。また、当社は必ず販売実績が出て、売り上げが上がることをお約束するものではありません。

第2項 上代・下代・BPの算出と決定方法

乙より店舗管理ページにて申請された商品の価格設定は、販売された際に予め乙と当社の間で決定した売上実績手数料「下代〔卸値〕」の設定を基点に、希望の「上代〔販売価格〕」か、希望の「BP（ビジネスポイント）」を設定すると、当社サイト独自の計算方法にて自動的に算出し、いずれかの未入力項目の数値が決定いたします。

（例）

- ・「下代〔卸値〕」と「上代〔販売価格〕」を設定すると「BP（ビジネスポイント）」が自動決定
- ・「下代〔卸値〕」と「BP（ビジネスポイント）」を設定すると「上代〔販売価格〕」が自動決定

### 第3項 価格調整について

乙は、下代を基に、上代やBPを変更することにより、当社サイト独自の計算方法によって各数値が決定されるため、これらを微調整することで、希望の価格設定が行えます。

ただし、上代と下代とBPの設定においては、当社のビジョンを十分に理解したうえでの設定をお願いします。当社の計算式および算定ロジックのうち、特定利益、特定負担、支払条件、取消時の精算その他法令上説明が必要な事項に関わる部分については、概要書面、契約書面、マーケティングプランおよび店舗管理ページ等に明示します。乙は、これらを確認した上で価格設定を行うものとし、当社は、法令上説明が必要な事項を乙に不利に非開示とすることはしません。

## 【第5条の2】（BP・コミッションの条件）—————

第1項 BPは、当社サイトにおける報酬計算上の指標であり、法定通貨、前払式支払手段、電子マネーまたは購入者に対する値引権そのものではありません。BPの付与、取消し、調整、精算および表示方法は、概要書面、契約書面、マーケティングプランおよび店舗管理ページに従うものとします。

第2項 コミッション、その他の報酬は、当社が定める会員資格、アクティブ条件、販売実績、紹介実績、ランク、支払停止事由その他の条件を満たした者に対してのみ支払われます。報酬を受け取る者、支払対象取引、計算基準、料率または算定式、控除項目、支払日、支払方法、支払停止事由および取消時の精算方法は、概要書面、契約書面、マーケティングプランおよび本規約に明示します。

第3項 報酬算定の対象となる売上は、原則として当社サイト上で成立し、出荷完了、受領完了、返品・取消し・クーリング・オフ・チャージバック等の未発生その他当社所定の支払条件を満たした取引に限ります。返品、取消し、クーリング・オフ、契約解除、チャージバック、不正取引、未出荷、未報告その他支払条件を満たさない事由が発生した場合、当社は、当該取引に係るBP、コミッション、および販売手数料を取消し、減額し、または翌月以降の精算金から控除できるものとします。

第4項 当社、乙および勧誘者は、BP、コミッション、その他の報酬について、利益の発生、金額、継続性、容易性または確実性を保証してはなりません。過去の実績、モデルケース、シミュレーションその他の表示を行う場合は、根拠、前提条件、達成可能性、個人差および同様の結果を保証しない旨を明確に表示しなければなりません。

## 【第6条】（商品情報の変更）—————

第1項 出店者の出品申請商品が当社の審査を経て、当社サイトに掲載され販売開始となった後の当該商品情報の変更（価格や内容量、内容成分や説明文等）は、出店者自らで店舗管理ページよりいつでも行うことができます。ただし、変更を行った場合は、再度、当社ショップ担当宛に再申請（再審査）が必要となります。

尚、在庫数の変更だけは、当社の承認を必要としないため、再申請を要せず、いつでも変更が可能です。

第2項 変更申請をすると、店舗管理ページ内の当該商品が自動的に「販売停止状態」になります。

内容の修正後、再度、当社の審査が完了次第、当社サイトへ掲載されます。

尚、申請順に対応することおよび審査に時間を要する場合があるため、再掲載までにお時間をいただく場合があることを予めご了承ください。

## 【第7条】（商品掲載条件）—————

第1項 商品が以下のいずれかに該当する場合、商品の掲載をすることはできません。

- ①他のネットワークビジネス（MLM企業）で扱っている商品等、会員組織販売に類する商品。
- ②安定して供給ができない商品。

③化粧品、健康補助食品等、関連諸法令（薬機法・景表法・あはき法等）で規定された表示義務を満たしていないもの、または商品を購入する会員に優良誤認もしくは有利誤認される疑いのあるもの。

④食品を自身で製造販売（惣菜やお弁当などを乙が製造販売している）する際は、営業許可（食品衛生法・保健所管轄）、食品衛生責任者等、必要書類を有しているものとします。また提出をお願いする場合がございます。

⑤（ヴィーガン・ベジタリアン対応商品の取り扱い）

（1）出店者が「ヴィーガン」または「ベジタリアン」対応商品として掲載を希望する場合は、以下のいずれかの認証機関により発行された正式な認証マークを取得し、商品ページ上に明示することを必須とします。

- The Vegan Society（英国）
- Certified Vegan / Vegan Action（米国）
- BeVeg International（米国）
- V-Label（欧州）
- PETA-Approved Vegan（米国）
- 日本ヴィーガン協会（JASヴィーガン認証）
- NPO法人ベジプロジェクトジャパン
- 日本ベジタリアン協会（JPVS）

（2）商品説明欄には、必ず承認機関の正式名称を記載し、認証マークを付与されていない商品の場合は「認定証明書の有無」を明示するものとします。

（3）出店者が製造元以外（卸売業者・再販業者等）である場合、認証証明書の原本を保有していない場合には、認証機関または製造元が公式に発行する証明書の写し、または認証番号・登録情報が確認できる公的な掲載ページ等の提示をもって証明とみなします。

（4）製造元・輸入元・認証機関のいずれかで確認できない商品は、「ヴィーガン対応」「ベジタリアン対応」と表記することはできません。

（5）ただし、原材料が単一であり、動物由来成分を含まないことが明らかな商品（例：焼き芋、果物、豆類、海藻等）については、当社の判断により本条の確認義務を免除する場合があります。

（6）当社は、認証の有無、証明方法、表示内容を確認する権限を有し、基準を満たさないと判断した場合には、掲載拒否または掲載停止の措置を行うことができます。

⑥古物商、金融商品、薬機法等関連諸法令により販売が規制されている商品。特に、特商法第4章「特定継続的役務提供」に該当するもの、また、その疑いがあるもの。

⑦その他、当社の運営する会員組織のビジョンに合わないと判断したもの。

⑧第三者の権利を侵害しているまたは侵害していると疑われるもの。

⑨法令により売買が禁止されているもしくは係争問題に発展する疑いのあるもの。なお、役務提供チケット（役務の提供「サービス」）については、本サイトでの出品はできず、当社が別途定める「役務の提供取扱規約」に従い、役務提供サービス側において申請するものとします。

⑩納期が長い商品。原則として、注文確定後5営業日以内に発送できない商品、または注文確定から1ヶ月以内に納品（お届け）できない商品の出品はできません。本制度（連鎖販売取引）の性質上、納品までの期間が長いと、その間に注文のキャンセル等が生じた場合にコミッションの支払その他の精算に影響が及ぶため、短納期での取扱いを原則とします。

第2項 当社が乙に一任している上代（販売価格）が、一般常識を逸脱し、社会的に認められないと当社審査部が判断した場合、これを掲載することはできません。この時、乙は異議申し立てをすることはできません。

第3項 乙が以下のいずれかに該当する場合、当社は出店申請もしくは商品の掲載を停止することができます。

①連絡先がスマートフォンや携帯電話等のモバイル端末のみで、必要に応じて当社から電話連絡をしても複数回にわたって出ていただけない申請者の出店申請は受付できません。

②商品掲載後または出店後、何らかの事由で連絡先がスマートフォンや携帯電話等のモバイル端末のみになってしまい、必要に応じて当社から電話連絡をしても複数回にわたって出ていただけない場合、同様に商品の掲載はできず、事前の連絡なしに掲載が停止されます。

③購入者からの指摘が入った場合、当社は乙に対し、指摘への対応、確認、指示、指導を行います。この依頼があった場合には、迅速に従っていただきます。また必ず当社へ状況、結果の報告を行っていただきます。

[1]度重なる指導や報告内容が不十分と当社が判断した場合、掲載が停止されます。



[2]この理由を元に掲載が停止された場合、[当社と協議]をし、内容が是正されるまでの期間は掲載が停止されます。

第4項 乙が作成し掲載された商品ページについて、法律違反の疑いがある、法定記載事項等の漏れや不備が存在するとの疑いのある場合、出店申請もしくは商品の掲載は当社により停止されます。

第5項 購入者が注文時点で、内容、品目、数量、バリエーション、仕様等が確定していない商品、または出店者の裁量により選定する形式の商品（例：「お楽しみ袋」「ランダム商品の福袋」「当店おまかせ」等）は、事前に構成品の記載があった場合でも、出品を禁止するものとします。

これは、商品説明に「中身は出店者が選定」等の記載があった場合でも同様とし、購入者が事前に商品の個別内容を選択できない形式は、希望した商品では無い等のお客様が不利益を被る事を避けるため、出品不可とします。

## 【第8条】（販売方法） ————

第1項 本契約は、当社が運営する当社サイトを乙が利用し、乙の商品を掲載し商品を販売する方法で行います。また、乙自身がランディングページの作成を行うことにより当社アフィリエイトシステムを使った販売を行うこともできます。ただし、販売した商品代金の回収は、乙より当社が請負、以下に記載する方法で精算いたします。

第2項 前項に定める販売方法に加え、当社は今後新システムの導入や当社のグループ企業にて、任意の方法で第三者（国内国外）に対し商品の販売を行うことができるものとします。

第3項 当社は、当社サイトに掲載の商品について、チラシやパンフレット、ネット広告等に掲載し、また宣伝行為に活用する場合があります。

第4項 当社が倉庫にて商品を預かっている場合、掲載をやめる、取り下げる等発生した場合、預かり在庫を全て乙に返却します。その場合の費用は乙が負担するものとします。

第5項 当社では、「オートシップ（自動定期購入システム）」という方法で注文を受け付けている販売方法があります。（予め当社の許可承認を受けた設定商品だけが対象です。）

①この注文があった場合、乙には、「当該注文方法での商品購入の注文があった旨」を電子メールでお知らせします。

②このメールがあった場合、出荷予約として、該当する商品の確保およびこの商品の欠品をさせない手配を義務付けます。また、この時、商品情報の変更を禁止します。

③オートシップ購入商品において、乙が掲載商品に変更を加えた場合、乙はオートシップでの購入を継続しているお客様にその旨を通知する責務を有します。この変更は、内容量、成分、価格、パッケージ等も含み、すべての変更を指します。

## 【第9条】（販売および対応の注意点） ————

第1項 乙は出店ページを閲覧した者、アフィリエイトシステムにおけるランディングページを閲覧した者、商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページやランディングページの利用があった場合には、その者との間で、商品の代金回収以外の商品の配送その他販売に必要な手続きを直接行うものとします。これは、乙が商品の販売に関する販売元で販売責任を有しているからです。

第2項 乙は商品の代金回収を当社に委託するものとし、当社はこれを受諾し当社サイトの決済方法に従い商品代金を回収し精算業務を遂行します。

第3項 この取引および売買契約の当事者は、乙と商品購入申込者であり、商品代金回収以外の販売に伴う権利義務は、乙と商品購入申込者の間で発生することを明確に表示します。

第4項 乙は販売に関して、

①特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、薬機法その他関連諸法令を遵守するものとします。そのため、出店ページおよびランディングページ、納品書等には、その旨を明記していただきます。特に酒類を販売する場合は、酒類販売方法の確認事項（酒販免許管理税務署に提出する事項）を明記していただきます。また、販売や取り扱いに関する品物に、資格や許可証を必要とする場合には、いつでもその根拠を提示できるよう準備をお願いします。

②ランディングページには、必ず広告である旨（『広告です』『PRです』『プロモーションです』等）を掲載する必要があります。また、販売元もしくは販売責任者として、乙自身の出店者名（法人名または店舗名）と住所、連絡先、お問い合わせ先等詳細情報を掲載する義務があります。その上で、『決済担当会社は、ネクスピュア株式会社です。』という文章を最後に掲載してください。その際、お問い合わせ先として当社連絡先を掲載することは禁止いたします。

第5項 乙の商品において、お問い合わせが当社に入った場合、当社は、その旨を乙に伝達のみいたします。その際は優先順位を考慮して迅速に誠意をもって販売元として対応していただきます。

当社は、その対応においてアドバイスは可能ですが、問い合わせ担当窓口として対応することはいたしません。ただし、会社が必要と判断した場合には、会社の指示に従っていただきます（第7条第3項を参照）。

第6項 乙は商品購入申込者との間で、商品の不着、到着遅延、瑕疵、返却、返品、解約等、その他の紛争が生じた場合、または、当社サイトへの出店に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負担しないことを承諾していただきます。また、当社が乙の掲載商品を理由に、第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合は、乙はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した裁判もしくは弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとし、

【第10条】（商品掲載期間と出店料） ————

第1項 商品掲載期間は乙と当社との間で、「出店申請書（出店申請フォームにて申請）」「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」の締結と出店に伴う出店料のお支払いをした日を含む月から約12ヶ月（翌年前月の末日）を期間とします。

第2項 乙が出店料を支払う場合は、当社の指定する銀行口座への振り込み、またはカード決済により支払うものとし、このときの振込手数料は乙の負担とします。

第3項 出店料については、別紙1（出店料金表）に記載の各コースの中から、いずれかのコースを選択していただきます。

①出店商品のアイテムの増加により、上位ランクのコースへの変更が必要になった場合は、該当する上位ランクのコースとの出店料の差額（月割り計算なし）をお支払いいただくことでコース変更がなされたものとみなしますが、出店資格有効期限は変わらないものとします。

②コース変更の出店料のお支払いが確認できない場合、確認できるまでの期間、その出店申請および候補の商品は掲載されません。

第4項 一度上位ランクへコース変更を行なった乙が出店商品件数の減少を理由に出店料の返金を請求することはできません。ただし、クーリング・オフその他法令上返金が必要となる場合はこの限りではありません。

第5項（登録情報の変更に伴う手数料）

乙が出店後に登録情報のうち屋号（店舗名）を変更する場合は、当社所定の審査および変更内容が記載された書類の提出が必要となり、下表に定める店舗情報変更手数料をお支払いいただきます。

当該費用は、事務手続き費および出店者情報再登録に要するシステム管理費として請求されるものであり、クーリング・オフその他法令上返金が必要となる場合を除き、返金の対象とはなりません。

屋号変更に伴う出店者の業績・取引評価などの影響等について当社は一切の責任を負いません。

| 区分        | 金額（税込）  | 内容                                               |
|-----------|---------|--------------------------------------------------|
| 店舗情報変更手数料 | 11,000円 | 店舗名（屋号）の変更、またはそれに付随してシステム上の変更対応を必要とする変更手続きに係る手数料 |

※店舗情報変更手数料は、1回の変更申請につき11,000円（税込）とします。

※住所変更または電話番号変更のみの場合、店舗情報変更手数料は発生しません。ただし、住所変更の場合は、当社所定の確認書類として、法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の再提出が必要となります。

※店舗名（屋号）の変更に伴い、住所、電話番号、振込先口座名義その他の登録情報の変更が必要となる場合は、当該変更を含めて店舗情報変更手数料の対象となります。また、別途、当社所定の必要書類をご提出いただく必要があります。

※個人・法人間の変更は、変更前後の代表者または事業主が同一である場合に限り、当社所定の審査および確認書類の提出を条件として受け付けるものとします。

※代表者または事業主が変更となる名義変更、契約主体の変更、第三者への譲渡・承継に該当する変更は、原則としてお受けできません。

【第11条】（出店有効期限の継続もしくは停止） ————

第1項 出店資格有効期限が終了する月の前月に、出店管理システムの中でアラートによってお知らせする機能があります。

①継続して出店する場合

出店料を出店資格有効期限の終了日以前に、当社の指定する銀行口座への振り込み、またはカード決済により支払うものとします。

②出店を継続しない場合

本契約を継続しない旨の意思表示を書面もしくは電子メールにて掲示していただきます。この意思表示により、出店資格有効期限の終了と同時に掲載を取り下げます。また、この時点で、当社倉庫に在庫がある場合、在庫を返却いたします。なお、この時の費用は乙負担とします。

第2項 当社は、乙の書面の提出、もしくは電子メールによる意思表示により、サイト利用を停止することができます。この書面が提出されると、即時掲載商品の取り下げが可能な場合は即時、取引上の諸事情によりそうでない場合は、提出された月の翌月からサイトの利用も停止され出店商品の掲載も同時に停止します。

また、出店契約による掲載期間の更新までに残りがあった場合でも、クーリング・オフその他法令上返金が必要となる場合を除き、出店料について月割り等での計算はせず返金はいたしません。なお、この書面を提出した後の再申請は可能ですが、その際は新規の申請として最初からの手続きとなります。

## 【第12条】（代金回収請負契約の成立） —————

第1項 乙が購入者に商品を直接発送する場合

当社サイトで商品購入者と乙との間で当該商品の購入申込があった時点で売買契約が成立し、同時に乙と当社との代金回収請負契約も成立するとします。

第2項 乙が購入者に商品を発送した場合

乙が当社サイトより出荷依頼を受けた場合、出荷作業終了後当社サイトに配送会社情報と追跡番号を入力することで出荷報告とし、当社サイトのステータスを出荷完了状態にする義務を負います。この出荷完了状態ならびに購入者が商品受取り完了状態であることが精算の条件となります。

第3項 当社サイトに係る商品に瑕疵があった場合には、乙の故意・過失を問わず、それにより当社が被った損害を全額賠償していただくものとします。

## 【第13条】（販売報告） —————

第1項 当社は当社サイトにおいて、乙の出店商品の売買契約が締結した場合、当社は当該取引のあった月の月末で締めて、当月の合計販売数量を翌月11日までに店舗管理ページ内にて実績の反映をいたします。乙は店舗管理ページにて確認してください。また、この販売実績は出荷完了状態を基準とさせていただきます。尚、会員組織主宰の都合上、将来に渡り当該会員に解約問題が発生し入会契約および初回商品購入契約または再購入商品の購入契約が解除もしくは解約となった場合は、マイナスの売上があったとして計算いたします。

第2項 前項で集計した販売数に対する支払金額に対して、小数点以下が発生した場合の扱いは、[切り捨て]となることを了承していただきます。

第3項 乙が販売実績を確認しましたら、その内容に間違いがないかよく精査してください。間違いがある場合は、当社に対し、速やかに当社ショップメール宛に、修正依頼を当月20日（休業日の場合は前営業日）必着までに送付してください。

## 【第14条】（販売手数料の支払い） —————

第1項 販売手数料の請求金額は、予め出品登録の際に決定した最新の下代金額で起算し、月単位で計算いたします。

第2項 当社が乙に支払う販売手数料（商品代金）

①当社が乙に支払う販売手数料（精算金）の振込先は、第4条第1項にも記載の通り、法人は「法人名義口座」もしくは「屋号入りの名義口座」とし、法人口座開設準備中はその期間に限り「代表取締役の名義口座」とします。個人は「屋号入りの名義口座」もしくは「本人名義口座」のみ対象です。

②当月分の支払いは店舗管理ページ内に反映している実績をもとに、内容に異が無い場合、また未出荷や未報告等が無く、販売手数料（商品代金）を支払う条件がすべて満たされていることを条件として、当月末日（休業日の場合は前営業日）までにその商品代金等を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払います。

③このときの振込手数料は当社の負担とし、未出荷や未報告等の事案があり、販売手数料（商品代金）を支払う条件を乙が満たしていない場合は、その条件をすべて満たした上で、翌月末に上記、記載通り支払うものとします。

第3項 当社から乙への支払い振込日が金融機関の休業日だった場合、振り込みは休業日の前営業日とします。

第4項 店舗管理ページ内に反映している実績に未出荷や未報告等不備があった場合、当社はその修正を依頼します。原則、毎月20日の期日までに不備が改善されなかった場合は、当月の支払いの対象となりません。修正依頼があった場合は、速やかに修正し不備のない反映実績をもって支払い対象とします。

## 【第15条】（商品管理） ————

第1項 当社は、乙より委託された販売に係る商品について、善良なる管理者の注意をもって破損・滅失のないよう厳に管理するものとします。

また、直送を行なっている乙においても、善良なる管理者の注意をもって対応を厳に行なっていただきます。

第2項 当社の過失により、本委託商品に係る商品が破損・滅失した場合、下代価格にて乙へ代金を支払います。

第3項 当社の過失以外（配送業者等）による商品の破損・滅失の保証について

①委託商品を当社指定場所の受入れ前の場合、当社は一切の責任を負いません。

②委託商品を当社指定場所への受入れ後の場合

[1]配送業者等の過失による破損・滅失については、乙と当社の両者協議の上、配送業者と保証金額の交渉をするものとし、当社が金額を保証するものではありません。

[2]当社倉庫に納品されている商品の賞味期限、消費期限が、社会通念上の範囲の猶予期間を切った場合は販売が停止されます。そのため、乙は賞味期限、消費期限を自ら管理し、返却を申し出ていただきます。

[3]前項の申出が無かった場合、これに係わる費用を負担していただきます。賞味期限、消費期限が猶予期間を切った場合当社は乙へ商品を返却いたします。このとき、乙は当社からの当該商品の返却を受け、代替え商品を納品していただくか、乙は当社からの当該商品の返却を受け、マイナスの納品書を発行し提出するか、いずれかの方法を選択していただきます。また、このとき、当該商品の掲載は停止されます。

[4]この返却時の送料は乙負担とします。

## 【第16条】（禁止行為） ————

第1項 乙が当社サイトで商品を掲載し宣伝し販売をするにあたり、以下のいずれかに該当する行為を厳に禁止いたします。

①当社の運営する会員組織または会員の個人情報その他第三者の知的財産権、肖像権、著作権、プライバシーの権利、名誉、差別的表現、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含む）。

●以下に記載の商標等に関する権利は当社が所有しています。よって、当社に許可なく使用した場合、権利の侵害行為に当たり一切の掲載はできません。

<対象の表記>

ネクスピュア、NexPure、NEXPURE、ネクスプレイス、NexPlace、NEXPLACE、マージンライフ通販、サブリドリンク、OPショップ、原価市場、更に、ネクスピュア、ネクスプレイス等のロゴマーク、「Biz会員様限定」、グループ企業や当社の著作物のデータやデザインについても同様です。

また、利用希望出店者は、商品毎に商標等使用許諾申請が必要になりますのでご注意ください。

なお、差別的表現、「価値がわかる」等の断定的判断の提供及び断定的表現も禁止です。

[1]出店ページに掲載する著作物および各データベースに登録する著作物については、乙が制作した物は乙が、当社が制作した物は当社がそれぞれ著作権を有するものとします。

[2]乙は乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店者ページに掲載するまたはデータベースに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる事項について許諾を得、常に提示できる状況にしておく必要があります。

(a)乙が利用、改変すること。

(b)当社および当社のグループ会社が利用、改変すること。

(c)著作物の事前許諾を受けることなく利用し問題が発生した場合は、事前許諾を得る必要がある者が真摯に問題に應對し、問題が解決するまで掲載が停止されます。

(d)この場合の経過報告義務は当然にして乙に帰属します。

[3]承認なしに、チラシ等の宣伝媒体を商品に同梱して出荷する行為を禁止しています。

また、送料設定以外の配送方法で配送する行為（送料を商品複数分徴収して1箱に同梱して送る行為等や商品を購入者に直接手渡しする行為等）、さらに送料で利益を得る行為等も禁止しています。

(a)宣伝媒体について、同梱申請書にて事前の承認を得る必要があります。

(b)承認番号は、宣伝媒体に印刷し、いつでも万人が確認できる状態を維持してください。

(c)宣伝媒体に、承認番号の記載が無いものは未承認とみなし、規約に従い対応いたします。

[4]同じ商品なのに、当社サイトの販売価格と違う表示価格の商品パンフレットや乙の自社サイトに誘導する案内チラシ等を商品に同梱する行為を禁止しています。

②購入者に対して、当社の許可なく当社サイト以外の商品を販売する行為、もしくは、仮想通貨等を含む投資、他社の事業も含め、他社のネットワークビジネス（MLM事業）、代理店事業、利権を有する事業等に関する情報を提供する、もしくは、勧誘する行為。さらには、顧客を横取りすると疑われる行為または横取りする行為。

③中古品、偽造品、盗難品その他第三者の権利を侵害していると疑われるものの出店および申請をする行為。

④当社サイトまたは本販売もしくは本サービスの運営を妨害する恐れのある行為、誹謗中傷、風評の流布。妨害行為には、設定された上代、下代、BPの値に対する不平不満を含め、当社の指示に従わない行為として厳に禁止しています。

⑤監督官庁の許可、申請等の必要な商品の販売を行なう場合、監督官庁の承諾を得ずに当社サイトを利用する行為。

⑥当社が不適切と判断する行為。当社サイトを利用しているお客様に対して、当社サイトを介さずに直接商品の購入もしくは役務（サービス）の提供を薦める行為等。各商品ページに外部リンクを添付する行為は厳に禁止しています。

⑦乙が所有権や販売権を保有していない商品や役務の提供について出店申請をするもしくは出品する行為。

[1]申請に疑義が発生した場合、その根拠の提出を依頼します。

[2]この場合、根拠があると判断されるまで、申請は再開されません。

⑧商品を当社の指定場所に納品する場合、事前の納品シートの提出（メールへの添付）が必要です。この提出がない場合、届いた商品は受領することができず、入荷処理ができません。この場合、乙負担により返却されることに同意していただきます。

[1]商品記号番号もしくはJANコードを外箱および最小単位ごとに明示せずに送付し納品する行為（事前に当社にバーコード貼付依頼を受けている物を除く）。

[2]納品書を同梱せずに送付する行為（納品書に準ずるものをメール送信する場合は除く）。

[3]セット商品の場合でも、最小単位による納品を行なわない行為。

⑨当社の在庫補充入庫依頼に対し、故意に對應しないまたは指定した日時までに入庫することができない等の行為。

⑩当社サイトにて、商品等販売をするに際して、薬機法、特商法、景表法など、委託商品を管理監督する関連諸法令を遵守しない行為。

⑪本規約上の出店参加契約、会員登録契約および個別売買契約の法的区分を理解せず、または加入希望者・購入者に対して誤って説明する行為。これらの契約は法的には区分されますが、本制度への加入、特定負担、BP・コミッション、紹介権限その他の条件と実質的に一体となる範囲では、連鎖販売取引としての法令上の規制および権利が適用されることを否定してはなりません。また、当社以外に、乙以外の出店者の行為を代行する行為を厳に禁止します。

⑫本規約に対する同意書を提出しない行為。

⑬在庫数を上回る数の商品を販売する行為や中古品・リサイクル品を販売する行為。

⑭当社配送センターに配送業者を介さず、直接出店者が商品を持ち込む行為。

⑮消費期限もしくは賞味期限に猶予の無い商品を出荷する行為。

⑯納品時の荷姿を変更する場合に、事前に当社の承認を得ずに変更すること。

⑰送料徴収の有無に関わらず、規定の配送方法を使用せずに、商品を直接購入者へ手渡しする行為。

⑱当社アフィリエイトシステムにおけるランディングページ上で、必要情報の表示掲載義務を守らない行為（第9条第4項を参照）。

⑲上記、禁止行為が確認できた場合、当社は乙の承諾を得ること無く、当サイトの掲載を停止し取り下げることができるものとします。

②乙による、チケット（役務の提供「サービス」）については、本サイト（商品出品）における販売・掲載はできません。役務提供チケット等の取扱いを希望する場合は、当社が別途定める「役務の提供取扱規約」に従い、役務提供サービス側において申請するものとします。後日発見された場合には、その時点で掲載を停止し、出店者の責任を問います。

第2項 乙が商品を発送する際に、出荷依頼に対して〔5営業日以内〕に商品の発送をしない、もしくは当社に配送会社や追跡番号の報告をしない行為を禁止します。

第3項 発送した商品が、何らかの理由で戻ってきた場合、再度お客様に連絡し受取日を確認して再出荷を行わない行為を厳に禁止します。

①納品は必ず行っていただきます。

②再送となった場合、最終的に乙の負担となりますが、早期にお客様と対応策を打合せし、了解を得ているとの合理的で具体的な根拠の提出が可能であればこの限りではありません。ただし、この場合次の③は必須となります。

③また、この事象について当社に報告しない行為。

（例）「いつ」「誰の」「商品名」「戻った理由」「対応策」は最小必須報告項目です。

第4項 乙は書面による当社の許可なく当社から提供された会員情報または個人情報を含め第21条第1項に該当する情報について手段を問わず漏洩することを禁止します。〔個人情報保護・守秘義務遵守〕

第5項 連絡の取れない状態を厳に禁止します。

乙は当社からの連絡に対して迅速に対応していただく義務があります。欠品、未出荷、誤配、配送事故等、お客様に対して不利益となる事象が発生し申立があった場合など、当社から連絡をし、連絡が取れないと当社が判断した場合、当該商品の受領が確認できて問題が解決するまでの間、掲載が停止されます。そのため、常に連絡が取れる状態を維持しておいてください。連絡が取れない状態とは、当社より連絡を入れた時点から〔3営業日以内〕に返信がない場合をいいます。

第6項 当社サイトの正常な運営を確保するために

①当社サイトにおいて一商品一価格設定が原則です。尚、アフィリエイトシステムに向けたランディングページ掲載のための価格設定は、別途一価格設定を認めます。そこで、それ以外の同商品における複数の価格設定を禁止します。また、上代や下代やBPの頻繁な変更は禁止します。会員様やお客様、運営管理者等が混乱やミス、クレーム等を誘発してしまうため。

②転売行為を禁止します。

③転売に準ずる行為も禁止します。メーカーや卸業者、問屋等が在庫処分等で取引している安価商品に、たとえ商品や商品箱・包装等に定価表示がある場合でも、実際に通常取引されている価格に対して、世の中の社会通念上の概念を大幅に上回る逸脱した高額な上代を設定することを禁止します。

④価格設定において、他社サイトで他社が販売している商品であっても同じ商品を世の中の社会通念上の概念を大幅に上回る逸脱した高額な上代設定で販売することを禁止します。

⑤乙が当社以外の通販サイトや自社サイト、ならびに店頭において、販売元として販売している価格より、世の中の社会通念上の概念を大幅に上回る逸脱した高額な上代の設定を禁止します。

第7項 配送個数や配送方法などを含め、注文者からの注文内容と異なる形態で納品をする行為。この行為は、当社や注文者を欺く行為に該当し、当社および当社サイトの評判を貶める疑いもしくは貶める行為となるため厳に禁止します。

第8項 乙が勧誘者または一般連鎖販売業者として本制度を説明、広告、紹介または勧誘する場合、以下の各号に該当する行為を禁止します。

① 勧誘に先立ち、当社の名称、勧誘者自身の氏名または名称、特定負担を伴う契約締結について勧誘する目的である旨、および勧誘に係る商品または役務の種類を明示しない行為。

② 商品または役務の品質・性能、特定利益、特定負担、報酬条件、解除条件、クーリング・オフ、アクティブ条件、出店料、会費、維持費、購入条件その他重要事項について、事実と異なる説明をし、または故意に事実を告げない行為。

③ 「誰でも儲かる」「簡単に高収入」「必ず利益が出る」「放置で収入が得られる」「元本が回収できる」「月収・年収が保証される」等、利益の発生、金額、継続性または容易性を保証し、または保証するかのように誤認させる表現を用いる行為。

④ 過去の実績、報酬シミュレーション、成功事例、ランキング、体験談その他の表示について、根拠、前提条件、個人差および同様の結果を保証しない旨を明示せず、加入希望者に過度な期待を抱かせる行為。

⑤ 相手方を威迫し、困惑させ、長時間拘束し、深夜早朝その他社会通念上不相当な時間帯に勧誘し、または相手方が拒絶した後に再度勧誘する行為。

⑥ 勧誘目的を隠して、セミナー、説明会、交流会、SNS、ダイレクトメッセージ、オンライン面談、イベント、アンケートその他の名目で相手方を誘引し、公衆の出入りする場所以外の場所または閉鎖的なオンライン空間で勧誘する行為。

⑦ SNS、ブログ、動画、電子メール、チャット、ランディングページその他媒体を問わず、広告であること、統括者、特定負担、特定利益の計算方法その他法令上必要な表示を欠いたまま本制度を広告・紹介する行為。未承諾者に対して連鎖販売取引に関する電子メール広告を送信する行為も禁止します。

⑧ 当社が承認していない資料、画像、動画、説明文、報酬表、体験談、比較表、診断資料、FAQ、契約書面、概要書面その他の勧誘・広告資料を使用し、または当社承認資料を改変して使用する行為。

⑨ 加入、出店、アクティブ維持または報酬受領のために、不要な商品購入、過量購入、在庫抱え込み、自己消費、借入れ、クレジット利用、家族名義での登録その他不相当な経済的負担を求める行為。

⑩ 行政機関、公的機関、有名企業、著名人その他第三者が本制度を推奨、保証、認定または支援しているかのように誤認させる行為。

⑪ その他、特商法、景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法その他関係法令、当社が定める勧誘ルール、広告ルールまたは本規約に違反し、またはそのおそれがある行為。

第9項 前項に違反した場合、当社は、当該乙に対し、勧誘停止、広告削除、資料回収、是正報告、報酬支払停止、出店停止、会員資格停止または契約解除その他必要な措置を講じることができます。当社が行政機関、購入者、加入希望者その他第三者から指摘、調査、苦情、請求等を受けた場合、乙は、当社の調査および是正対応に協力しなければなりません。

## 【第17条】（当社サイト利用販売の停止処分等） —————

第1項 当社は、以下のいずれかに該当する場合、乙に事前に通知することなく、当社サイトにおける販売の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

また、本項に基づき本サイト利用販売の全部または一部を停止または中断した場合でも、第10条に定める商品掲載期間（出店資格有効期限）は延長しないものとします。

①第16条の禁止行為が判明した時、販売を即座に停止します。

②当社サイトに係るコンピューターシステムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合、一時的に販売を停止する場合があります。

③コンピューターもしくは通信回線等がハッキングや事故により停止した場合。

④火災、停電、天変地変、有事などの不可抗力により、当社サイトの運営ができなくなった場合。

⑤乙に出荷依頼をして、当社に連絡が無く〔5営業日以内〕に商品の出荷ができない場合。（追跡番号の報告等が当社になかった場合も含む）

⑥一部の出店者や一部の会員等に起因する事案等によって行政指導や行政処分、営業停止命令等を受けて、当社が停止または中断が必要となった場合。

⑦その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合。

第2項 第11条に記載の年次出店料の入金が、出店資格有効期限を超えて確認できない場合、掲載停止処分となり掲載が停止されます。また、乙が出店料のお支払いを済ませ、入金の確認が取れた場合、入金確認月の翌月第一営業日より掲載が再開し商品が販売されます。ただし、乙との契約年月日に変更はなく、掲載期間の延長短縮はありません。

第3項 乙の商品を原因として、当社が誹謗・中傷的となったまたは第16条に抵触し停止された場合等、その問題を発生させた乙の掲載は即停止され、問題が解消されるまでは再開しません。

また、第12条第3項に記載同様、それにより当社が被った損害を全額賠償していただきます。

第4項 当社は、本条に基づき乙に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 【第18条】（出店取消及び解除） —————

第1項 当社は乙が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知または催告することなしに、当該乙の商品販売の掲載を一時停止し、また、乙としての取消もしくは当サイト利用申込を解約することができるものとします。さらに、当社の判断により商品掲載期間に関係なく、本契約を終了することができることに同意していただきます。

①第16条の禁止行為に該当する違反行為を確認した場合。

②故意または手段の如何を問わず当社サイトまたは本サービスの運営を妨害した場合。

③支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくは、これに準ずる手続等開始の申し立てが確認できた場合。

④自ら振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または、手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合。

⑤仮差押、差押、仮処分、強制執行または競売の申し立てがあった場合。

⑥租税公課の滞納処分を受けた場合。

⑦死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。

⑧その他、当社との信頼を失墜し本規約に基づいた商品の販売の継続が困難であると判断した場合。

第2項 本条に基づき、乙に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第3項 乙は、所定の方法で当社に通知することにより、出店を取り消すことができます。ただし、その時点で当社に預入在庫が存在していても、本契約は乙の意思で終了するものとし、クーリング・オフその他法令上返金が必要となる場合を除き、支払い済みの出店料の返還はないことに同意していただきます。

## 【第19条】（秘密保持） —————

第1項 本規約において「秘密情報」とは、本契約、当社サイトまたは本サービスに関連して、乙が当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供・開示されたまたは知り得た当社の技術、購入者、営業、業務、財務、組織、会員、個人その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の場合には秘密情報から除外するものとします。

①当社から提供もしくは開示がなされた、または知得したときに、既に一般に公知となっていたまたはすでに知得していたもの。

②当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰し得ない事由により刊行物その他により公知となったもの。

③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの。

④秘密情報によることなく単独で開発したもの。

⑤当社から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの。

第2項 乙は、秘密情報を本サイトの販売目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに、第三者に当社の秘密情報の提供、開示または漏洩を行わないものとします。ただし、裁判所または政府機関の命令、要求または要請があった場合を除きます。また当該命令、要求または要請があった場合、乙は速やかにその旨を当社に通知することを義務とし、必要な範囲のみ開示するものとします。

第3項 乙は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、当社に対して書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行なうものとします。

第4項 乙は、当社から求められた場合には、いつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびにこれを記載した書面、その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄する義務およびその証を提出する義務を負います。

## 【第20条】（紛争処理及び損害賠償） —————

第1項 本契約に係る商品もしくは商行為において盗品またはその疑いがある等、第三者から権利主張、異議申立、苦情、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含め当該商品に係る乙の責任と費用でこれに対応し負担していただきます。

第2項 本契約に係る商品もしくは商行為において、納品遅延もしくは商品の瑕疵が原因で、ご購入者に対し商品の発送ができず、商品の交換もしくは返金等が必要になった場合、これに要した費用は当該商品に係る乙に全額負担していただきます。

第3項 公の機関の指導により、当社サイトを經由して商品売買契約が締結している契約において、契約解除もしくは解約等のあつせんがあった場合、当社がその時の環境や状況に合わせて対応します。

その結果、契約解除、解約をする場合があることを了承いただきます。

さらに、この場合、当月で返品があったものとして販売報告に計上し清算をいたします。

## 【第21条】（個人情報の取扱い） —————



第1項 当社による乙の個人情報の取扱いについては、当社個人情報保護ポリシー（プライバシーポリシー）の定めによるものとし、乙はこの個人情報保護ポリシーに従って当社が乙の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第2項 当社は、乙が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形式での統計的な情報として、当社の判断で利用および公開できるものとします。

## 【第22条】（不可抗力） —————

天災地変、法令の制定改廃、有事、業務委託先の業務停止その他の不可抗力または、これに準ずる当社の責めに帰し得ない事由によって本契約の履行が不可能となった場合、これにより乙に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとし、乙はこれに同意していただきます。

## 【第23条】（「同意書」の提出） —————

乙には、本規約および第16条に記載の禁止行為を熟読し理解し「e-マーケットプレイス《ネクスプレイス》利用出店規約 同意書」を提出していただきます。

## 【第24条】（権利譲渡もしくは移譲） —————

第1項 乙は当社との契約の当事者です。第16条第1項⑩にしたがって、出店権利とBiz会員のポジション権利とは関係がありません。よって、複数ポジションを有するためにその分の出店の権利を有するという主張は契約の性質上できません。

第2項 前項から、本契約の当事者は当社と乙本人となります。

第3項 出店者の契約締結時もしくはその後に発生する諸々の権利をその契約締結した個人「乙」から譲渡もしくは移譲することはできません。また、契約の当事者が法人の場合、当該登記簿に記載の取締役以外には権利の譲渡もしくは移譲することはできません。

尚、当社Biz会員のポジション権利につきましては、相続、譲渡ならびに移譲することができます。

## 【第25条】（規約の変更と解釈） —————

第1項 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、本規約、当社ホームページに掲載する本サービスに関するルール、規約、諸規定等を変更することができます。

① 変更が乙の一般の利益に適合する場合。

② 変更が本規約に係る契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更内容その他の事情に照らして合理的である場合。

第2項 当社は、本規約を変更する場合、変更後の規約内容、変更理由または変更の概要、効力発生日および周知方法を定め、効力発生日までに、当社サイトへの掲載、電子メール、店舗管理ページその他適切な方法により乙に周知します。ただし、法令改正、行政指導、行政処分、緊急のセキュリティ対応その他やむを得ない事情により事前周知が困難な場合は、可能な限り速やかに周知するものとします。

第3項 乙に一方的な不利益を与える重要な変更について、法令上個別同意が必要となる場合、当社は、乙から個別の同意を取得するものとします。

第4項 本規約の内容について疑義が生じた場合は、当社および乙は、法令、本規約、概要書面、契約書面、マーケティングプラン、取引実態および信義誠実の原則に従って協議し、合理的に解釈するものとします。

## 【第26条】（契約不適合責任） —————

第1項 出店者が購入者に販売した商品について、その種類、品質又は数量に関して、契約不適合が存在した場合、購入者は、出店者に対し、商品に係る修補、代品もしくは不足品の引渡し（以下「履行の追完」と総称する）を請求することができます。ただし、出店者は、購入者に不相当な負担を課するものでないときは、購入者が請求した方法以外の方法による履行の追

完をすることができます。ただし、不適合が購入者の責めに帰すべき事由によるときは、購入者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができません。

第2項 購入者は、出店者の責めに帰すべき事由がある場合に限り、第1項に定める不適合により購入者に生じた損害のうち、商品の代金額を上限として、直接かつ現実に生じた通常の損害を請求することができます。

第3項 購入者は、第1項に規定する場合においては、当該商品の販売契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、不適合にかかわらず販売契約の目的を達することができるときはこの限りではありません。

第4項 購入者は、第1項に定める不適合を発見したときは、商品の受領後〔6ヵ月以内〕にその旨を出店者に対して通知しなければ、当該不適合を理由として、本条に定める履行の追完請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができません。

第5項 本条は、特定商取引法あるいは消費者契約法に基づく請求権が成立する場合は、適用されないものとします。

第6項 本条は、出店者を当社、購入者を乙と読み替え適用いたします。

## 【第27条】（裁判管轄） ————

第1項 乙と当社との協議にもかかわらず、本規約に関する理解の相違その他本規約に関連して生じた紛争について裁判により解決を図ることになった場合、法令上認められる範囲で、その訴訟額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第2項 前項の定めは、乙が無店舗個人その他法令上保護される立場にある場合において、民事訴訟法、消費者契約法その他強行法規により認められる裁判管轄または権利行使を不当に制限するものではありません。

第3項 当社および乙は、紛争の発生または拡大を防止するため、行政機関、消費生活センター、弁護士その他専門機関からの照会または助言がある場合には、必要な範囲で誠実に協議するものとします。

付則 本規約は2025年3月1日より実施いたします。

付則 2025年10月20日より【6条】第1項③、④、⑤、第5項と【第10条】第5項を本規約に追記しました。

付則 第4条第1項の最終行に以下の文言を追記しました。

「出店資格有効期限が切れた時点で、当社は出店の継続を保証しないものとします。」

本付則の記載により改訂された内容は、全出店者に対して即時適用されます。

付則 2026年6月11日より、特定商取引法上の連鎖販売取引に関する制度明示、概要書面・契約書面の交付、特定負担、クーリング・オフ、アクティブ条件、BP・コミッション、勧誘禁止行為、規約変更および裁判管轄に関する条項を追加・修正しました。

付則 2026年6月12日より、第2条第6項および第14条第2項④を削除しました。

別紙1：出店料金表

2026年3月5日改定（Ver.1.1） ※価格はすべて税込表示

| 出店料プラン（年次・12ヶ月分） | プレミアム会員   | プレミアム以外の会員 | 非会員  |
|------------------|-----------|------------|------|
| スタンダード 10品目プラン   | 55,000円   | 取扱なし       | 取扱なし |
| スペシャル 30品目プラン    | 110,000円  | 取扱なし       | 取扱なし |
| プレミアム 50品目プラン    | 165,000円  | 取扱なし       | 取扱なし |
| 商品数品目追加（+20品目）   | + 55,000円 | -          | -    |

- 1. 適用対象：プレミアム会員以外は、本別紙に基づく出店の取扱いを行いません。
- 2. 品目数の取扱い：役務提供チケットは、提供回数、利用単位、枚数、引渡方法等の違いのみを理由として別品目として算定しません。ただし、役務内容、提供主体、提供場所、価格体系、利用条件が実質的に異なる場合は、当社の判断により別品目として算定することがあります。
- 3. 物品については、同形同デザインの場合、サイズ違い・色違いは原則として品目数に算入しません。ただし、内容、効能表示、成分、セット構成その他重要事項が異なる場合は別品目となることがあります。
- 4. 支払方法：銀行振込またはクレジットカード決済。
- 5. 振込先口座：三井住友銀行 六本木支店 [619] 普通 7840111 / ネクスピュア株式会社